

日常生活支援総合事業サービス 運営規定

(事業の目的)

第1条 特定非営利活動法人 花巻イキイキ・わくわく・クラブが設置する、まちなかデイが行う花巻市介護予防・日常生活支援総合事業における、指定第1号通所事業（以下「通所型サービス」という）。の適正な運営を確保するために必要な人員および管理運営に関する事項を定め、生活相談員、看護師、及び介護職員等が、サービス利用者に対し、適正な通所型サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 まちなかデイの職員等は、サービス利用者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練、その他の生活全般にわたる生活支援を行う。

2 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスと綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 まちなかデイ
- (2) 所在地 岩手県花巻市上諏訪407番地

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 まちなかデイに勤務する従業員の職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（相談員兼務）
管理者はセンターの従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 生活相談員 2名（管理者兼務1名）
生活相談員は、サービスの苦情の対応、利用申込みに関わる調整、日常生活支援総合事業計画書の作成、介護員等への技術指導等を行う。
- (3) 看護師 3名
 - ・バイタルチェックと状態観察、体調変化時の対応（医師、家族連絡）
 - ・利用者の健康管理、リスク管理、服薬指導
 - ・機能訓練指導
- (4) 介護職員 6名
介護職員は、日常生活支援総合事業計画書に基づき、サービスの提供を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日（日曜日、8月13日～15日、12月30日～1月3

日は休業)

- (2) 営業時間 午前 8 時 15 分から午後 5 時 15 分までとする。

(利用定員)

第6条 1日に通所型サービスを提供する定員は24名(通所介護利用者を含む)とする。

(通所型サービスの内容)

第7条 通所型サービスの内容は次のとおりとする。

- (1) 入浴サービス
- (2) 食事サービス
- (3) 生活指導(相談・援助等)、レクリエーション
- (4) 機能訓練
- (5) 口腔機能向上サービス
- (6) 健康チェック
- (7) 送迎
- (8) アクティビティ(介護予防)など

(利用料等)

第8条 通所型サービスを提供した場合の利用料の額は、花巻市介護予防・日常生活支援総合事業で定める基準によるものとし、法定代理受領である時は、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払をうけるものとする。

- (1) 昼食代(おやつ代含む) : 実費
- (2) 入浴代 : 実費
- (3) その他、通所型サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用については実費で徴収する。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、花巻市内とする。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第10条 利用者は、介護サービスの提供を受ける際には、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 健康状態に異常がある場合には、その旨申し出る。
- (2) 管理者及び従業者による安全管理上の指示には必ず従うこと。
- (3) 相談員とよく相談し、通所型サービスの利用目的を明確にした上で利用する事。
- (4) 施設内の設備及び備品などの利用に際しては、管理者及び従業者の指示に従い十分に注意すること。
- (5) 常備薬、保険給付の対象になっているサービス以外の介護用品等、管理者及び従業者が必要と認めたものは、持参するようにすること。

- (6) 家族等、緊急時等の連絡先を必ず申し出ること。
- (7) サービス利用開始時には、必ず介護保険被保険者証及び介護保険負担割合証の提示を行うこと。

(緊急時等における対応方法)

- 第11条 看護師及び介護職員等は、介護サービスを実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた時は、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに主治医に連絡し適切に処置を行う。
- 2 看護師及び介護職員等は、前項について、しかるべき処置をした場合は、速やかに主治医及び管理者に報告しなければならない。

(非常災害時における対応方法)

- 第12条 非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それを従業者に周知いたします。
- 2 火災等の災害時に、消防機関に速やかに通報する体制をとるよう従業者に周知徹底するとともに、地域住民との連携を図り、火災時の際に消火・避難等に協力してもらえるような体制をとります。

(秘密保持)

- 第13条 事業者および事業者の使用する者は、サービスを提供する上で知り得た利用者およびその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は従業者の退職後及び契約終了後も同様です。
- 2 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。
 - 3 事業者は利用者の家族から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、当該家族の個人情報を用いません。

(虐待防止に関する事項)

- 第14条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため次の措置を講じるものとする。
- (1) 虐待を防止するための従事者に対する定期的な研修の実施
 - (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
 - (3) 虐待防止のための指針の整備
 - (4) 上記に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(身体拘束等の原則禁止)

第15条 事業所は、サービスの提供にあたっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わない。

- 2 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、本人又は家族に対し、身体拘束の内容、理由、期間等について説明し同意を得た上で、その態様及び時間、その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記載することとする。

(ハラスメント防止)

第16条 事業所は、適切な指定通所介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

(衛生管理等)

第17条 事業所内における感染症の予防及びまん延防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じるものとする。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6ヵ月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (3) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (4) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。
- (5) 通所型サービス従事者に対し感染症等に関する基礎知識の取得に努めるとともに、年1回以上の健康診断を受診させるものとする。

(業務継続計画の策定等)

第18条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定予防通所事業の提供を継続的に実施、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(賠償責任)

第19条 事業者は、サービスの提供にともなって、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、すみやかに利用者に対してその損害を賠償します。

(提携医)

第20条 中館内科クリニック 花巻市不動町2丁目1-4 電話 0198-41-1515

(サービス内容に関する苦情)

第21条 通所型サービスの提供に係る利用者及びその家族からの苦情に速やかにかつ適切に対応するために、必要な窓口を設置する。

(1) まちなかデイご利用者相談・苦情窓口

苦情担当責任者 岩岡 律子 電話 0198-22-6067

苦情担当者 福山 直人

(2) その他、担当者不在時でも他の職員が対応致します。又、当方以外に市町村、国保連合会の相談・苦情窓口へ苦情を伝える事が出来ます。

・花巻市長寿福祉課 ご利用者相談・苦情窓口 電話 0198-24-2111

・国保連合会介護保険課 ご利用者相談・苦情窓口 電話 019-604-6700

(その他運営に関する留意事項)

第22条 事業所は、全ての通所介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとする。また、業務の執行体制についても検証、整備する。

① 採用時研修 採用後1ヵ月以内

② 継続研修 随時

(1) 事業所は、介護サービスに関する記録を整備し、サービスを提供した日から5年間保存するものとする。

(2) 事業所は、適切な指定予防通所事業の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

(事業の廃止又は休止の届出及び便宜の提供)

第23条 事業所は、事業の廃止、又は休止しようとするときは、その廃止、又は休止の日の1ヵ月前までに、次に掲げる事項を花巻市へ届け出なければならない。

(1) 廃止、又は休止しようとする年月日

- (2) 廃止、又は休止しようとする理由
- (3) 現に通所型サービスを受けている者に対する措置
- (4) 休止しようとする場合にあっては、休止の予定期間

付則

平成 30 年 4 月 1 日から施行

令和 6 年 4 月 1 日（ハラスメント防止・虐待防止・身体拘束・業務継続計画策定の追加）

令和 7 年 9 月 1 日（営業日の変更（日曜日休業）・おむつ代：実費を削除）